

大牟田市小・中・特別支援学校LED照明設備リース事業 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、大牟田市小・中・特別支援学校LED照明設備リース事業（以下「本事業」という。）の受託者を選定するにあたり、本事業の内容及び特性等を十分に理解しながら本事業を実施することのできる豊富な経験や専門的な能力を有する優れた事業者を選定するため、提出を求める企画書等の作成及び提出について必要な事項を定める。

1. 本事業の名称

大牟田市小・中・特別支援学校LED照明設備リース事業

2. 本事業の目的

大牟田市は「ゼロカーボンシティおおむた」を宣言し、「大牟田市第3次環境基本計画」等に基づき脱炭素の取り組みを推進している。本宣言の実現に向けた施策の一つとして、公共施設への省エネルギー性能が高い機器、設備の導入を進めている。

また、2023年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入を2027年末までに禁止することが決定されているため、蛍光灯器具について、早急にLED照明器具への更新が必要となっている。

そのため、小・中・特別支援学校の照明設備を賃貸借方式によりLED照明に更新する。更新にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、照明設備の賃貸借（リース）及び維持管理等に関して一括提案する事業者を広く募集する。

3. 本事業の概要

「大牟田市小・中・特別支援学校LED照明設備リース事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

4. 履行期間

（1）工事完了期限

契約締結の日の翌日から令和9年12月31日まで

（2）賃貸借期間

令和10年1月1日から令和16年12月31日まで（84か月）

5. プロポーザル提案上限額

183,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※なお、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、国及び県、その他地方公共団体の取扱いを参考に受託者と協議し決定する。

6. 選定方法

プロポーザル方式（公募型）とする。

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人若しくは団体（以下「法人等」という。）とし、次に掲げるすべての参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加者は、複数の法人で構成されたグループで参加すること。グループの代表者はリース事業者とし、参加表明書を提出する日において、大牟田市競争入札参加資格者名簿に記載されている者。
 - ① グループを構成する法人は、別で応募しているグループの構成員となることもできない。
 - ② グループ構成員の変更及び追加は、原則として参加表明書提出締切後は認めない。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 実施要領等の配布の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、大牟田市指名停止等措置要綱(平成 29 年 4 月 1 日施行)の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) このプロポーザルに参加する他の提案者と大牟田市系列会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条各号に定める関係を有するものでないこと。
- (8) 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）以下この項において「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合
 - ② 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
 - ⑤ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で必要書類を提出するものとする。
本プロポーザルに係る書類等は、原則大牟田市公式ホームページから入手するものとする。

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ グループ構成表（様式2）
- ウ 代表事業者の業務実績（様式3）
同種業務〔※1〕に該当する実績を5件以内で記入すること。
※業務概要が確認できるものの写しを添付すること。

〔※1〕同種業務

代表事業者であるリース事業者が国又は地方公共団体による競争入札若しくはプロポーザル方式で発注されたLED照明器具のリース事業で、平成28年4月1日以降に契約締結を行い、賃貸借期間が開始されたもの

② 提出期限

令和8年8月7日(金) 午後5時必着

なお、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く。

③ 提出方法

事務局あて郵送又は持参とする。

郵送の場合、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。また、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

④ 提出部数

- | | |
|-------------------|----|
| ア 参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ 共同企業体構成表（様式2） | 1部 |
| ウ 代表事業者の業務実績（様式3） | 1部 |

⑤ 提出先（事務局）

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市教育委員会 学務課（施設担当）

電話 0944-41-2871

（3）参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和8年8月10日(月)までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メール及び文書（郵送）にて行う。

（4）参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年8月31日（月）午後5時まで（期限までに到着するものに限る。）に事務局あて参加辞退届出書（様式4）を郵送又は持参により提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者（以下「提案者」という。）は、企画提案書(様式5から様式7)を作成し、次のとおり提出する。なお、提出書類に不備がある場合は受理しない。

（1）提出書類

- ① 企画提案書類提出届（様式6）
- ② 企画提案評価に係る提案書（様式6-1～様式6-5）
※会社ロゴ等を含み、提案者の名称が分かるものは一切記載しないこと。
- ③ 価格提案書（様式7）

(2) 提出期限

令和8年9月7日(月)午後5時必着

なお、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く。

(3) 提出方法

事務局あて郵送又は持参とする。

郵送の場合、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。また、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(4) 提出部数

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 企画提案書類提出届(様式5) | 1部 |
| ② 企画提案評価に係る提案書(様式6-1~様式6-5) | 7部 |
| ③ 価格提案書(様式7) | 1部 |

(5) 提出先(事務局)

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市教育委員会 学務課(施設担当)

電話 0944-41-2871

(6) 企画提案書の内容

別紙仕様書等の記載内容を十分理解したうえで、本事業を効率的・効果的に推進するための企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書の作成に当たっては、以下の項目ごとに提案内容を簡潔・明瞭にまとめること。

提案項目	内 容
業務実施方針	取組方針・体制、事業工程及び事業上の配慮
事業提案	施工方法や作業時間等についてのアイデア・手法及び整備工事工程について
	使用する照明器具や施工上の品質確保及び保守、保証内容について
	大牟田市内の事業者が請け負う工事費の割合や体制など市内事業者の積極的な活用及び地域経済の活性化に資する点ほか、本市にとって有益性のある提案について

(7) 提出書類の受理

提出書類の受理については、プレゼンテーションの実施方法とともに令和8年9月11日(金)までに通知する。なお、通知は電子メール及び文書(郵送)にて行う。

10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を説明し、提案内容等に対する質疑を行うためプレゼンテーションを実施する。詳細については、プレゼンテーション開催通知にて通知する。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

実施日時 令和8年9月24日(木)から30日(水)までの間のいずれか1日に実施する。

実施日、時間及び場所については、後日別途通知する。

※企画提案書を提出した者が多数のときは、本実施要領「13.審査方法及び評価項目(1)」に記載の審査委員会において企画提案書を評価する書面審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を決定する場合がある。

11. 質問書の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式5)を次のとおり提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 参加表明書に関する質問

① 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月15日(水)午後5時まで

② 質問に対する回答

令和8年7月17日(金)までに、参加表明書の質問をあわせて回答する。

(2) 企画提案書に関する質問

① 受付期間

令和8年8月19日(水)から令和8年8月25日(火)午後5時まで

② 質問に対する回答

令和8年8月27日(木)までに回答する。

(3) 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、電話で受信確認を行うこと。

(4) 提出先

大牟田市教育委員会 学務課 (施設担当)

電話 0944-41-2871

E-mail e-gakumu@city.omuta.fukuoka.jp

(5) 回答

質問に対する回答は、大牟田市公式ホームページに掲載し、個別には回答しない。

なお、公平性等に影響を与える事項については回答しないものとする。

12. 欠格事項

本プロポーザルのすべての手続きにおいて、次のいずれかに該当することが認められた提案者は失格とする。

(1) 審査委員会関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(2) 審査の公平性に影響を与える行為や著しく信義に反する行為があったと認められる場合

(3) 本実施要領等の規定に違反すると本市が認めた場合

(4) 指定する様式(以下「様式」という。)によらない場合

(5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(8) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

(9) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたものと同ー、類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

(10) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(11) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

13. 審査方法及び評価項目

審査方法及び評価項目は以下のとおりとする。

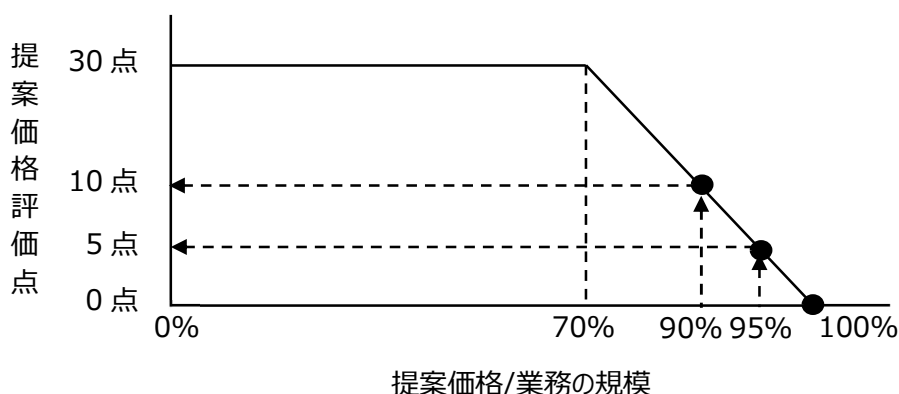
- (1) 受託者の選定は、本市の職員で構成する大牟田市小・中・特別支援校LED照明設備リース事業プロポーザル審査委員会（審査委員5名、以下「審査委員会」という。）により行う。
- (2) 審査委員会委員は、提案者の業務実績及び提案（企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション）について審査を行う。
- (3) 評価項目、評価事項及び配点については下表のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
I 業務実績	同種業務の実績	10
II 実施方針	1. 取組方針	10
	2. 取組体制	10
	3. 業務工程及び業務上の配慮	10
III プレゼンテーション	プレゼンテーションの的確性・取組意欲	5
IV 事業提案	課題1 施工方法や作業時間等についてのアイデア・手法及び整備工事工程について	15
	課題2 使用する照明器具や施工上の品質確保及び保守、保証内容について	15
	課題3 大牟田市内の事業者が請け負う工事費の割合や体制など市内事業者の積極的な活用及び地域経済の活性化に資する点ほか、本市にとって有益性のある提案について	15
V 提案価格	本業務の提案価格	30
合 計		120

- ① 審査委員会委員ごとに評価点の合計を算出し、審査委員5人の合計点を「提案者得点」とし、順位付けを行う。
- ② 複数の提案者の「提案者得点」が同点（最高点）の場合、評価項目の「IV事業提案」、「II実施方針」、「V提案価格」の順で各項目の得点の小計が高い者から順位付けを行う。
- ③ 本プロポーザルの審査における最低基準点は360点とし、「提案者得点」がこれを下回る提案者は優秀提案者及び次点提案者とはなれない。
- ④ 審査は非公開で実施し、提案者が1者の場合も実施する。
- ⑤ 提案価格の評価点は次の式のより採点する。

$$\text{評価点} = (1 - \text{提案価格} / \text{提案上限価格}) \times 100 \quad (\text{小数点第2位以下切り捨て})$$

但し、提案価格が提案上限価格の70%未満の場合の評価点は30点とする。



14. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者に対し令和8年10月6日（火）までに電子メール及び文書（郵送）にて通知する。また、本市ホームページ上に審査結果を公表する。

15. 契約候補者の決定方法

審査委員会は、審査結果により得点が最上位の最優秀提案者を最優先交渉権者として決定し、次に得点が高かった次点提案者を第2順位交渉権者として決定する。最優先交渉権者となった者を相手とし、最優先交渉権者協議要領（別紙）に基づき、契約交渉（仕様書及び契約書、契約に必要な図書類）を行い、契約交渉が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし契約手続きに移行する。ただし、最優先交渉権者となった者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止等により資格を失ったとき、提出された書類等に審査結果へ影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明したとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により契約締結が困難となったときは、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とみなして同様の契約交渉等を行うこととする。

第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務の内容や契約金額等は交渉により決定する。

16. 募集及び審査スケジュール

	項目	日程
①	公募の公告・実施要領等の配布	令和8年7月2日(木)から
②	実施要領・仕様書等に関する質問の受付期間	令和8年7月2日(木)から7月15日(水)午後5時まで
③	質問の回答	令和8年7月17日(金)
④	参加表明書の受付期間	令和8年7月17日(金)から8月7日(金)午後5時まで
⑤	参加表明書の受理通知	令和8年8月10日(月)
⑥	企画提案書に関する質問の受付期間	令和8年8月19日(水)から8月25日(火)午後5時まで
⑦	企画提案書に関する質問の回答	令和8年8月27日(木)
⑧	辞退届の提出締切	令和8年9月7日(月)
⑨	企画提案書の提出締切（必着）	令和8年9月7日(月)午後5時まで
⑩	企画提案書の受理通知及びプレゼンテーション開催通知	令和8年9月11日(金)
⑪	プレゼンテーション開催日	令和8年9月24日(木)から30日(水)までの間のいずれか1日
⑫	審査結果の通知及び公表	令和8年10月6日(火)予定
⑬	仮契約	令和8年10月下旬予定
⑭	本契約	令和8年12月議会による議決後

17. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (2) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類等をいったん持ち帰り、改めて改変された書類等を提出すること。
- (3) 提出された書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事象に係る責任はすべて提案者が負うものとする。
- (4) 提出された書類等の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7号により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定する。
- (6) 提案者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、本市の承諾を得ること。

18. その他

- (1) 参加者は本実施要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者及び提案者の負担とする。
- (3) 個別に現地調査等を行う場合は、児童生徒及び学校関係者等に十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑がかからないようにすること。当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容によっては失格とすることがある。
- (4) 提案者1者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に押印する印は、代表者印とする。
- (6) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - (1) 業務に関する仕様書
 - (2) 業務に関する契約書
 - (3) その他契約書に必要な図書類

2. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。

※ 契約金額は、本実施要領「5. プロポーザル提案上限額」に記載する額を上限に、決定した業務内容等に基づき、最優先交渉権者との交渉により決定する。

3. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。

4. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。

5. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。